

公務員の宣誓義務について

新 田 浩 司

要 旨

公務員の使命を自覚させ、確認させるため、就任の際に服務の宣誓が求められている。服務の宣誓は、憲法九九条の公務員の憲法村長擁護義務を担保するものであり、憲法に対し忠誠を誓うために「憲法忠誠」という宣誓儀式を行う。

憲法尊重義務とは職員がその職務を遂行するにあたり、憲法を尊重してこれに違反しないことに加えて、憲法の理念を実現するために積極的に尽力することを意味する。また、憲法擁護義務とは、憲法に違反する行為の予防、並びに抵抗して憲法規定の実施に努めることを意味する。

宣誓義務とは、職員が、国民・住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであることから課せられる義務であり、憲法宣誓と服務宣誓とからなる。

服務の宣誓は、公務員になるに当たり、公務員としてのほこりと自覚をもって職務を遂行することを誓うものであり、消極的に法令の規定を遵守するだけでなく、積極的に法令の規定に従い住民の福祉のために職務を行うという心構えを内外に明らかにするものである。また、服務の宣誓は、公務員が公務に携わる者としての職業上の倫理的自覚を促すことを目的とする制度である。そしてその倫理観は、各人の持つ社会規範、伝統、文化、特に宗教の影響は強いものと考えられ、神の存在を意識した宣誓の効果はきわめて大きい力をもつ。一方、我が国は、国情および宗教と市民生活のかかわり方が西欧諸国と異なり、宣誓はもっぱら職員個人の良心と自覚によって担保されることになり、宗教色は見事に払拭されている。しかし、宣誓という行為自体神という絶対的権威の存在を前提としている以上、宗教なき(神なき)宣誓は如何計りの意味があるのか疑問である。

日本国籍を有しない外国人に対して公務就任権を認める是非については、議論のあるところであるが、地方自治体レベルでは一般職公務員

に關してもその門戸を開く自治体が増えているが、外国人の公務就任については議論のあるところである。特に、外国人を任用する場合に、服務の宣誓を行うことにより、当該国の国籍を喪失する恐れもある。

明治憲法下においては、官吏は統治権の総覽者である天皇に対し、無定量の忠誠義務を負っていたが、現行憲法下においては、全ての公務員は、主権者である国民全体に対する奉仕者として、憲法尊重・擁護義務を負い、宣誓を行う。具体的には、任命権者またはその指定する職員の面前で宣誓書に署名するのであり、宣誓は最終的には主権者である国民に対してそれを行うものと考えられるが、現行憲法においては、日本国及び日本国民統合の象徴とされる天皇に対し宣誓を行うことは、理論的には何ら憲法上は問題なく、少なくとも国家公務員は、国会議員等の特別職公務員も含め、天皇の面前において宣誓を行うことは、憲法の容認されるところであろう。

公務員に求められる資質は、試験知識的なものに止まらず、憲法を尊重することの宣誓を行うことが求められ、さらに、不正を行わないような高い倫理観が求められている。そのため就任後は、欠格事由に該当する者以外はその職を免ぜられることはない。公務員として不適格と思われる者を国民、住民みずからが弾劾する手段は現在講じられていない。地方自治法においては首長、議員等はあるが、憲法九九条は、違憲行為を犯した公務員の弾劾、処罰の規定、法律及び機関が設けられておらず、宣誓を拒否した者に対しても軽い処分がなされるだけである。また、国会議員等の高級公務員に対する宣誓義務が法制

化されていないという問題もある。さらに国民みずからが不適当と思われる者を弾劾する手段が、一般職公務員に關して講じられていないが、これらに対するリコール制度等の再検討を図る必要がある。

はじめに

公務員による不祥事、汚職事件などが多発しているが、いうまでもなく全ての公務員は憲法一五條二項により、国民「全体の奉仕者」として位置づけられている。この公務員に対して、法は公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することを求めている¹⁾。

この公務員の使命を自覚させ、確認させるため、就任の際に服務の宣誓が求められている。また、職員に対しては数々の禁止事項があり、それに違反した場合には、懲戒処分等様々な分限処分に処せられる²⁾信用失墜行為・汚職の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、私企業からの隔離等³⁾。また、刑法においては収賄罪が規定されている。服務の宣誓は、憲法九九條の公務員の憲法尊重擁護義務を担保するものであり、憲法に対し忠誠を誓つたために「憲法忠誠」という宣誓儀式を行う。一般職公務員に關しては、国家公務員法並びに地方公務員法において明文化されている。しかしながら、特別職公務員の服務の宣誓に關する規定は存在しない。

ところで、我が国においては戦前公務員は天皇の官吏として、無定

量の忠誠義務があるとされた（「官吏服務規律」）が、服務の宣誓義務は特に課されていなかった。

戦後の憲法改正により公務員が全体の奉仕者となり、アメリカ公務員法の影響を強く受けた公務員制度により、公務員の服務の宣誓も求められるようになった。

服務の宣誓は、欧米諸国では、憲法上明文化されている宣言的保障形式を採る「憲法忠誠（Verfassungsgesetz）」と「個人的責任」を一連のものとして結びつけて説明している⁽²⁾。

キリスト教国において、宣誓を行う場合、その対象はキリスト教における神（創造主）であるが、我が国において宣誓の対象は、任命権者あるいは直属の上司であると説明される。このように宣誓といっても我が国と欧米諸国とのそれとはその内容において同一ではなく、神なき宣誓は、果たして如何ばかりの意義があるのか。

また、最近では日本国籍を有しない外国人が地方公務員に採用される例が多いが、この外国人の公務就任権と服務の宣誓に関して問題は無いのだろうか。

本稿においては、公務員の服務の宣誓に関する諸問題を検討する。

- (1) 国家公務員法九六条、地方公務員法三〇条参照。
- (2) W・メルクルの所説、石村修「公務員の憲法尊重擁護義務」専修法學論集（昭和五十四年）二九号 一一〇頁。

一、公務員の憲法尊重・擁護義務

公務員は全体の奉仕者である（憲法一五条二項）。また、国家公務員法は、「……国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障すること」を目的としている（一条）。地方公務員法も、「……地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もって地方自治の本旨に資すること」を目的としている（一条）。これは、憲法前文における「軍国主義的色彩の除去」の趣旨を実現するために、戦争遂行機構と目されていた我が国の官僚制を解体し、連合国側の意に沿った機構へと改変されたと考えられた。これらの法律が制定された当時は、旧来の「我国統治機構をその骨髄に及ぶまで蝕んでいた官僚制の病毒を敢然と切開し、健全な民主的公務員制度を確立すべき使命⁽¹⁾」により制定されたと考えられたが、旧来の官僚制の価値判断はともかく、占領下において制定されたという点を看過してはならない。

前述のように、憲法九九条は公務員の憲法尊重擁護義務を定めるが、この規定に基づき、特定の公務員は、その職務の開始に際して、特に憲法を尊重し擁護する宣誓義務が課されている。この規定は、アメリカ合衆国憲法六条を母法として制定されたと言われる。「国の最高の法、すなわち「連邦の優位」の規定」と副題の付く三項は、「上記の上院並びに下院議員、各州議会の議員、および合衆国並びに各州のすべての行政官並びに司法官は、宣誓又は確約により、この憲法を擁護す

べき義務を負う。しかし、合衆国の信任によるいかなる公職についても、の資格として宗教上の審査を課されることはない⁽²⁾。」と規定し、我が国でいう一般職公務員のみならず特別職公務員に対しても宣誓義務を課している⁽³⁾。

例えば、マサチューセッツ州は全ての公務員に以下のような宣誓を求めている。

“I do solemnly swear(or affirm)that I will uphold and defend the Constitution of the United States of America and Constitution of the Commonwealth of Massachusetts and that I will oppose the overthrow of the government of the United States of America or of this Commonwealth by force,violence,or by any illegal or unconstitutional method.”

「私は、アメリカ合衆国憲法及びマサチューセッツ州憲法を支持かつ擁護し、また、私は武力、暴力、もしくは、いかなる不法なあるいは違憲の方法によるアメリカ合衆国政府及びこの州の転覆に反対することを厳粛に誓う(もしくはは確約する)。」

また、大統領に関しては二条一節八項は以下のように規定する。「大統領は、その職務の遂行を開始する前に、次の様な宣誓もしくはは確約をなすを要する。「私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽くして合衆国憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に誓う(もしくはは確約する)。」

アメリカにおいては、公務員の忠誠宣誓という方法で公務員たるも

の適格を定めるのが常識ある方法とされた⁽⁴⁾。

なお、赤狩りに関して、自らが共産党員ではないことの宣誓を、公務員に要求する州法は憲法違反か否かについて争われた事件で、違憲ではないと判決した⁽⁵⁾。

ちなみに、国家公務員法三八条においては、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者を欠格事項としている。

ところで、連邦制を念頭に置かない我が国においては、宣誓という行為は、「大日本帝国憲法とは違う、新しい憲法秩序の妥当性と実効性を守るという⁽⁶⁾」積極の意味で必要と考えられる。

具体的には、一般職国家公務員につき国家公務員法九七条、人事院規制一四六、宣誓の内容については、職務の服務の宣誓に関する政令(昭和四十年政令一四)において一般的な文言が定められている。

つまり、「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。」という文言の宣誓書に署名し任命権者に提出する。人事官につき国家公務員法六条一項及び人事院規則二一〇、地方公務員につき地方公務員法三一条及び各自治体の条例により宣誓手続きが定められている。また、警察関係職員、自衛隊員は他の公務員より厳しい宣誓が求められている。警察関係職員につき警察法三條、自衛隊員につき自衛隊法五三條及び総理府令。

宣誓拒否行為は、任命に影響を与えるものではないが、公務員は「法令に従う義務」(国家公務員法九八条一項、地方公務員法三二条)をもち、それに反する場合には懲戒される(国家八二条二項、地方二九条一項二号)ので、憲法を遵守しない行為は、この公務員の懲戒事由となる。(裁判官の弾劾事由(裁判官弾劾法二条一項)、人事官の弾劾事由(国家公務員法八条二項、九条、人事官弾劾訴追法)。

憲法九九条は、違憲行為を犯した公務員の弾劾、処罰の規定、法律及び機関が設けられておらず、宣誓を拒否した者に対しても軽い処分がなされるだけである。また、「國務大臣、国会議員、裁判官等」の高級公務員に対する宣誓義務が法制化されていないという問題もある⁷⁶⁾。宣誓については、外国には忠誠審査(Loyalty test)まで行うものもあるが、我が国においてはおそらく一九条(思想及び良心の自由)との関連において許されないと解される。

ちなみに、宣誓に関する各国の規定を概観すると以下の通りである。まず、イギリスの権利章典(Bill of Rights)三条であるが、安定的な立憲君主制を希求するのが「権利章典」の眼目であつて、その三条は、「臣民の忠誠宣誓の表現まで定めている。(「私、何某は、ウイリアム国王陛下およびメアリ女王陛下に忠実であり、真実なる忠誠をつくすことを、誠意をもって約束し、宣言します。神にかけて。」)

また、イタリア共和国憲法九一条は、「大統領は、その職に就くに先だち、国会の合同会議において、共和国に対する忠誠と憲法の尊重を宣誓する。」あるいは、ドイツ連邦共和国基本法五六条は、「連邦大統

領はその就任にさいし、集会した連邦議会議員および連邦参議院議員の面前でつぎの宣誓を行う。「私は、私の力をドイツ国民の幸福にささげ、その利益を増進し、ドイツ国民をして損害からまぬかれしめ、基本法および連邦法律を守り、かつ、擁護し、私の義務を良心的に果たし、各人にたいして、正義を行うべきことを誓つ。神よ照覧あらせたまえ。」同基本法六四条「連邦総理大臣および連邦大臣は、その就任にさいし連邦議会において五六条に規定された宣誓を行う。」と規定している。その中で、権利章典及ドイツ連邦共和国基本法が、神を念頭においた宣誓を義務づけている。

憲法九九条は、公務員の宣誓義務を定める。この義務の性格について、「倫理的性格をもつものであつて、法律的というよりも道德的な要請」と解する説がある⁷⁷⁾。ところで、昭和三十年の公務員制度調査会による、公務員制度の改革に関する答申(昭和三十年十一月十五日)では、国家公務員の宣誓制度は、警察官、自衛官等を除き、これを廃止すべきとしている。その理由は、当該制度がアメリカの公務員制度を真似たものであり、むしろ我が国においては、研修その他の方法で職員の内省と公務員倫理とを確立する方策を考えるべきであるといっている⁷⁸⁾。

また、憲法改正を検討した、昭和三十九年の憲法調査会における議論の中で九九条削除論も唱えられた。つまり、国家机关が憲法に拘束されるのは当然のことなので、あえてそれを規定する必要はない(大石義雄)、宣誓義務の規定に改めるべきだ(大西邦敏)、憲法宣誓の制

度を規定すべきだ（広瀬久忠）との意見が出された⁽¹¹⁾。

なお、竹花光範教授の新日本国憲法試案においては、高級公務員の宣誓について明確に規定されている⁽¹²⁾。

- (1) 辻清明「国家公務員法の改正 官僚制の民主化という見地から」法律時報二〇卷一―号 昭和二十三年 一〇頁
- (2) 宮沢俊義編『世界憲法集（第二版）』（岩波書店、昭和五十二年）斎藤眞訳による。
- (3) 竹花光範『憲法学要論』（成文堂、平成七年）三二―頁。
- (4) 広岡隆「田中館照橋」遠藤博也編『行政法学の基礎知識』（有斐閣、昭和五三年）土居靖美執筆「公務員の服務義務」三七―五頁。
- (5) State Hospital Superintendent, et al, V. Richardson, 405 U.S. 676(1972)
- (6) 石村前述一―三頁。
- (7) なお、天皇又は摂政は、公務員には含まれず、天皇（又は摂政）は天皇（又は摂政）なるが故に、かような義務が課されていると考えられる（竹花前掲二―三頁）。これらの高級公務員こそ率先して憲法遵守の義務を宣誓すべきであると思われる。
- (8) 高木八尺「末延三次」宮沢俊義編『人権宣言集』（岩波書店、昭和三十一年）八四頁（田中英夫訳による）。
- (9) 法学協会「注解日本国憲法」（有斐閣、昭和二十八年）一四九七頁、同旨東京地判昭和三十三年七月三十一日、水戸地裁昭和五十二年二月十七日。
- (10) 鹿児島重治「逐条地方公務員法（第六次改訂版）」（学陽書房、平成八年）五二〇―五二二頁。
- (11) 憲法調査会編「前文・天皇・戦争の放棄・改正・最高法規に関する報告書」昭和三十九年二六〇―二六一頁。
- (12) 竹花光範「憲法改正論への招待」（成文堂、平成九年）。
第五六条（議員の就任宣誓）

「国会議員は、その就任に際し、左の宣誓を行わなければならない。私は憲法及び法律を尊重擁護し、何人からも職務に関して約束若しくは贈与を受けず、つねに全力を尽し、国家の発展と国民の発展と国民の利福の増進につとめることを誓う。」

宣誓を行うことを拒否し又は条件付の宣誓を行う者は、国会議員の地位を放棄したものとみなす。」

第八三条（國務大臣の行為の制限）

「内閣総理大臣及びその他の國務大臣は、就任に際し、左の宣誓を行う。」

「私は、日本国の発展と日本国民の利福の増進のため、日本国の憲法及び法律を尊重擁護し、全力をあげて職務に専心することを誓う。」

第九四条

「最高裁判所の裁判官は、その就任に際し、厳肅に宣誓を行わなければならない。」

二、宣誓義務とはなにか

大日本帝国憲法（以下明治憲法と略称）下において、現在の国家公務員は官吏と呼ばれ、官吏は「統治権総覧者としての天皇への人的な忠誠觀念に義務づけられた、天皇の使用人」と性格づけられていた⁽¹³⁾。これは、明治憲法一〇条の天皇の官制大権と任用大権および勅令による「官吏服務規律（勅令三九号）」（一条「凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ各其職務ヲ尽くスヘシ」）の規定により無定量の忠誠義務があるとされていた。

官吏に対してもまた憲法遵守が義務づけられており、明治憲法の上諭において、現行憲法とほぼ同様の定めがなされていた（上諭は、明

治憲法における「前文」的存在であつたと考えられるが⁽³⁾、この上諭は、「朕力に在廷ノ大臣八朕力為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕力現在及将来ノ臣民八此ノ憲法ニ対シ永遠ニ従順ノ義務ヲ負フヘシ」と規定していた。しかし、ここでは、西欧的な制度としての服務の宣誓が求められるものではなかった。

日本国憲法下においては、その民主主義、民主主義の原理を基調に、公務員の性格は、国民のための公務員であつて天皇の官吏ではないことを、憲法一五条が明示している。その公務員の立場を新たに職員となつた者に自覚させるために、任命権者またはその指定する職員の面前で、宣誓書に署名することが求められる。すなわち、国家公務員法九七条が服務の宣誓について規定する。服務の宣誓の内容は、憲法宣誓（憲法を尊重して擁護する旨の宣誓）と、服務宣誓（誠実に職務を遂行する旨の宣誓）の両者の混合した政治的な宣誓である。地方公務員法もまた同様に、地方公務員法三一条により服務の宣誓が要求されている。具体的には、各地方自治体の制定する職員の服務に関する条例に基づきなされる。

「服務の宣誓は、公務員になるに当たり、公務員としてのほこりと自覚をもって職務を遂行することを誓うものであり、消極的に法令の規定を遵守するだけでなく、積極的に法令の規定に従い住民の福祉のために職務を行うという心構えを内外に明らかにするものである」とされる⁽³⁾。

宣誓義務とは、職員が、国民・住民全体の奉仕者として公共の利益

のために勤務するものであることから課せられる義務であり、憲法宣誓と服務宣誓とからなる。

憲法尊重義務とは職員がその職務を遂行するにあたり、憲法を尊重してこれに違反しないことに加えて、憲法の理念を実現するために積極的に尽力することを意味する。また、憲法擁護義務とは、憲法に違反する行為の予防、並びに抵抗して憲法規定の実施に努めることを意味する。また、職員は、憲法尊重義務・憲法擁護義務のほかに「忠実の義務」と「誠実の義務」も宣誓すると解される。忠実の義務とは、上司の職務上の命令に忠実に服従すること意味し、誠実の義務とは、上司の命令に服従するにとどまらず、全体の奉仕者たることの自覚に基づき、命令を受けなくても自主的に公共の利益のために勤務することを意味すると解される⁽⁴⁾。

- (1) 鵜飼信成「公務員法（新版）」（有斐閣、昭和五十八年）一一頁。
- (2) 竹花『憲法学要論』三一一頁。
- (3) 中村瑞夫監修「橋本勇著『図解地方公務員法（第二版）』（良書普及会、昭和五十四年）一一一頁。
- (4) 竹之内一幸「橋本基弘『地方公務員法の解説』（一橋出版）四三頁。

三、宣誓と信教の自由

アメリカ憲法第六条第三項は、宣誓又は確約による公務員の憲法尊重擁護義務について規定しているが、その後半においては、「しかし、合

衆国の信任によるいかなる公職についても、の資格として宗教上の審査を課されることはない⁽³⁸⁾と規定し、その宣誓又は確約が特定の宗教に根ざすものではないことを認めている。これは非キリスト教徒であろうが無神論者であろうが、公務就任資格として宗教に関して不利益を被ることはないことを明確にしているものである。

しかしながら、服務の宣誓は、公務員が公務に携わる者としての職業上の倫理的自覚を促すことを目的とする制度である。そしてその倫理観は、単なる法規範により求められる以前に、各人がそれまで身に着けた道徳、習俗、習慣などの社会規範、あるいは、各人の拠って立つ伝統、文化等の発露と考えられる。それゆえ国民の絶対的多数の信仰する宗教観の影響は、各種制度に色濃く現れるものと考えられ、この制度自体がアメリカ合衆国の影響によって戦後わが国の公務員制度に取り入れられたものである以上、アメリカや西欧諸国のようにキリスト教に基づく倫理観が日常生活のあらゆる面に深く根付いている国家の場合は、宣誓自体が神の存在を抜きにしては考えられず、神に対する宣誓の効果はきわめて大きい力をもつとよいであろう。

それに対し、「国情および宗教と市民生活のかかわり方が西欧諸国と異なるわが国においては、宣誓はもっぱら職員個人の良心と自覚によって担保されることにな⁽³⁹⁾」⁽⁴⁰⁾、宗教色は見事に払拭されている。しかし、宣誓という行為自体神という絶対的權威の存在を前提としている以上、宗教なき（神なき）宣誓は如何計りの意味があるのか疑問である。ところで、宗教と宣誓に関しては、法廷または議員等におけ

る宣誓の強制（民事訴訟法二八五条、二九三条、刑事訴訟法一五四条、一六一條、議員証言法一條、六條）は、憲法二〇条の信教の自由に関して問題となる場合がある。

「法廷または議院等における宣誓の強制」（民訴二八五条、二九三条、刑訴一五四条、一六一條、議院証人一條、六條）は、直接憲法二〇条の問題ではないが、宣誓行為が自己の宗教的信仰に反する場合には、信仰の自由との関連において問題を生ずる場合が考えられる。この場合、「その強制が許されるのは、当該規則が宗教的信仰そのものを対象とするものではない」という点に求められている⁽⁴¹⁾。

「国が宗教的宣誓方式を用いるようにこれを強制することが宗教的信条を侵害するとは許されない（ワイマール憲法136）」⁽⁴²⁾とされるが、聖書に手を置いて宣誓をするような行為は、そのような行為に該当しないのであろうか。

なお、「議院における証人の宣誓及び証言に関する法律」（昭和二十二年十二月二十三日法律二二五号）において宣誓拒否は、処罰の対象となっている（七条）。

- (1) 宮沢俊義編『世界憲法集（第二版）』の訳による。
- (2) 鹿兒島前掲五二〇頁、同旨今枝信雄『遂条地方公務員法（第三次改訂版）』（学陽書房、昭和四十二年）四四七頁。
- (3) 芦部信喜編『憲法 人權』（有斐閣、昭和五十三年）三三三頁。
- (4) 芦部前掲三三三頁。

四、外国人の公務就任問題

日本国籍を有しない外国人に対して公務就任権を認める是非については、議論のあるところであるが、地方自治体レベルでは一般職公務員に関してもその門戸を開く自治体が殖えているが、外国人の公務就任については議論のあるところである⁽¹⁾。

国家公務員法二条七項において「前提の規定は、政府又はその機関と外国との間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない」との規定があるが、これは外国人の雇用を例外的に認めている規定であるが、これは「明治以来の外国人御雇教師と同じ目的の制度である⁽²⁾」。現在では、「国立大学教員任用等特別措置法」(昭和五十七年)により外国人に対し国立大学教員の任用が認められるようになった。しかし、これは大学における教育研究の進展及び学術の国際交流のための特別措置であるとされる⁽³⁾。

人事院規則一 七(政府又はその機関と外国人との間の勤務の契約)(昭和二十四年八月十五日)「1 政府又はその機関は、法第二条七項に規定する個人的基礎においてなされる勤務の契約による場合には、日本の国籍を有しない者を雇用することができる。」としている。

これらの外国人に宣誓はもとめていない。つまり⁽⁴⁾ 第一項の契約には、服務に日本国政府に対する忠誠の宣誓を求めるとを定めてはならない。⁴ 日本の国籍を有しない者を雇用しようとするときは、

そのものが自国の法令の定めにより、その雇用によってその国籍を失うこととなるかどうかを自らの責任において明らかにしなければならないことを、あらかじめ文書をもってその者に注意しなければならない。日本の国籍と外国の国籍とをあわせ有する者を官職に任命しようとするときにおいてもまた同様とする。」

外国人を任用する場合には、「例えば米国の国籍を有する者は、地方公務員婦三一条の規定により服務の宣誓を行うことにより、米国の国籍法上その国籍を喪失することになる⁽⁵⁾」ので、任命権者は、人事院規則一 七 四項にも明記されているように、新たに雇用される者に対して、その者が自国の法令の規定により任用によって、国籍を喪失することになるかどうかを、自己の責任において明らかにするよう注意する必要がある⁽⁶⁾。

ところで、国籍法一四条一項は、外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならぬ旨規定している。また、国籍法一四条二項は、日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言(以下「選択の宣言」という。)をすることによってする旨規定している。さらに、国籍法一六条二項(外国の公職の就任につき日本国籍の喪失宣言)は、法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外国の国

籍を失っていないものが自己の志望によりその外国の公務員の職（その国籍を有しないものであっても就任することができる職を除く。）に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣言をすることが出来る。

このように、我が国は、外国の公務員の職についたままの国籍取得を許してはならず、当然に日本国内に在在する外国人に対し公務就任権を許容するものではないことは、国籍法の趣旨からも窺い知ることが出来る。

新田浩司
ところで、国籍離脱に関して、フランス、韓国、中国などは国籍を離脱するについて、国家の許可を必要とする。特に、韓国では、個人の自由な意思による国籍離脱は認められておらず、法務部長官の許可が必要とされている⁽⁶⁾。中国では当局の許可が必要（外国人の近親であること、外国に定住していること、その他正当な理由があること）（中華人民共和国国籍法一〇条）

その他、未成年の間の離脱も一定の国外居住や兵役を終えたことを要件としている国も少なくない⁽⁶⁾。

- (1) 新田浩司「外国人の公務就任権について 国籍条項撤廃の是非」高崎経済大学論集第四〇巻第三号（平成十年）一八四頁以下参照。
- (2) 鶴飼前掲九六頁。
- (3) 中西又三「公務員と国籍 川崎市の試み」法学教室一九二号（平成八年）四一頁。

(4) 今枝前掲一七二頁。

(5) 大韓民国国籍法一二条五号によれば、韓国国籍のほか外国国籍を取得していることが条件とされている。同国籍法については、金敬得「金英達編」韓国・北朝鮮の法制度と在日韓国人・朝鮮人（日本加除出版、平成六年）参照。

(6) 山田録一「土屋文昭」（新版）わかりやすい国籍法」（有斐閣、平成五年）三六頁参照。

ま と め

明治憲法下においては、官吏は統治権の総覧者である天皇に対し、無定量の忠誠義務を負っていたが（官吏服務規律）、現行憲法下においては、全ての公務員は、主権者である国民全体に対する奉仕者として、憲法尊重・擁護義務を負い、宣誓を行う。具体的には、任命権者またはその指定する職員の面前で宣誓書に署名するのであるが、宣誓は最終的には主権者である国民に対してそれを行うものと考えられるが、現行憲法においては、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴とされており、象徴としての天皇に対し宣誓を行うことは、理論的には何ら憲法上は問題がなく、少なくとも国家公務員は、国会議員等の特別職公務員も含め、天皇の面前において宣誓を行うことは、憲法の容認されることであろう。

また、宣誓を拒否した公務員については、職務上の義務違反として懲戒の事由となっている（国家公務員法第八二条においては、懲戒処

分として免職、停職、減給又は戒告の処分が課せられる。これが問題となるのは、地方公務員も宣誓の義務を有するが、外国人の公務就任に関して外国籍を持つ公務員が、日本国憲法の尊重・擁護義務に関し宣誓を行うことの問題については、曖昧なまま現実のみが先行しているのではないかと危惧する。

公務員に求められる資質は、試験知識的なものに止まらず、憲法を尊重・擁護することの宣誓を行うことが求められ、さらに、不正を行わないような高い倫理観が求められている。そのため就任後は、欠格事由に該当する者以外はその職を免ぜられることはない（国家公務員法三八条、地方公務員法一六条）。

ところで、憲法尊重・擁護に関し宣誓を行い公務員となったにも係わらず、当該憲法に反するような不祥事に対応するためには、公務員として不適格と思われる者を国民、住民みずから弾劾する手段は現在講じられてない。地方自治法においては首長、議員等のリコール制度はあるが（地方自治法八〇条、八一条）、一般職公務員に関してはその制度がない。また、国家公務員に対しても、国民による弾劾制度はない。ちなみに、昭和二十二年の第一次法には、職員の弾劾による罷免の原則（その細目は別に法律で定める。）の規定があった。これは、「アメリカ合衆国憲法二条四項……すべての文官は……弾劾され……」の規定に倣っている。今後この規定について再検討を図る必要があるう。

（ ）に つ た ひ ろ し ・ 本 学 地 域 政 策 学 部 講 師